

DCIP (案)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入前に設定された基準値及びポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値(いわゆる暫定基準)の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名 : DCIP [Dichlorodiisopropyl ether]

(2) 用 途 : 殺線虫剤

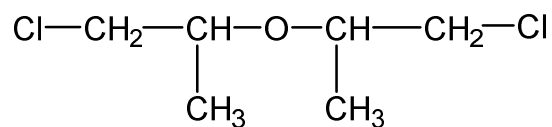
有機塩素系の殺線虫剤である。角皮から体内に浸透し、酵素の塩基性求核中心部と結合し酵素阻害により殺線虫効果を示すと考えられている。

(3) 化学名及び CAS 番号

1-Chloro-2-[(1-chloropropan-2-yl)oxy]propane (IUPAC)

Propane, 2,2'-oxybis[1-chloro- (CAS : No. 108-60-1)

(4) 構造式及び物性



分子式	$\text{C}_6\text{H}_{12}\text{Cl}_2\text{O}$
分子量	171.06
水溶解度	2.07 g/L (20°C)
分配係数	$\log_{10}P_{ow} = 2.14$ (20°C、pH 6.80)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

国内での使用方法

(1) 80.0%DCIP 乳剤

作物名	適用 病害虫名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	DCIPを含む 農薬の 総使用回数
なす	ネオブセンチュウ	20～30 L /10 a	定植前 まで	1回	定植前に所定量を注入器 により1穴当たり2～3 mL ずつ30 cm間隔千鳥状に注 入する。	1回
はくさい トマト ミニトマト すいか きゅうり		5～10 L /10 a			定植前に所定量を300倍以 上の水でうすめ、灌注覆土 する。または所定量を10 倍の水でうすめ、注入器に より1穴当たり5～10 mLず つ30 cm間隔に千鳥状に注 入する。	
いちじく		10 L /10 a			収穫14日 前まで	
茶	チャネグサレセンチュウ カヤサヤレセンチュウ	5～10 L /10 a	摘採14日 前まで	2回以内 (秋期は1 回以内、春 期は1回以 内)	所定量を300倍以上の水で うすめ、ジョロ、バケツ等で灌 注覆土する。	2回以内 (秋期は1 回以内、春 期は1回以 内)
みかん	ミカンカイガラムシ	8 L /10 a	収穫150 日前まで	1回		1回

(2) 30.0%DCIP 粒剤

作物名	適用 病害虫名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	DCIP を含 む農薬の 総使用回数
セルリー すいか	ネコブセンチュウ ネグサレセンチュウ	30 kg/10 a	定植前 まで	1 回	全面土壌混和 植溝土壌混和 植穴土壌混和	1 回
きゅうり	ネコブセンチュウ				定植前全面土壌混和 耕起整地後 30 cm 間隔に深 さ 10~15 cm の溝を掘り 1 m 当たり本剤 9 g を施し直ち に覆土する。	
		定植前植溝土壌混和 植付位置に深さ 10~15 cm の溝を掘り全面土壌混和 と同要領で行う。				
		定植前植穴土壌混和 植付位置に植穴中心に深 さ 10~15 cm 径 30 cm 位の 穴を掘り本剤 15 g を施し 直ちに覆土する。				
ほうれんそ う	コナダニ類	30 g/m ²	は種前 まで		育苗床モミガラ処理	
					全面土壌混和	
茶	ネグサレセンチュウ		摘採 14 日 前まで	2 回以内 (秋期は 1 回以内、春 期は 1 回以 内)	裾下にそって深さ 10~15 cm の溝を掘り散粒して覆 土する。又は畦間に全面散 布して耕起する。	2 回以内 (秋期は 1 回以内、春 期は 1 回以 内)
みかん	シカネカバダマシ		収穫 150 日 前まで		樹冠下に散布	
はくさい	ネコブセンチュウ	30 kg/10 a	定植前 まで	1 回	定植前全面土壌混和 耕起整地後 30 cm 間隔に深 さ 10~15 cm の溝を掘り 1 m 当り本剤 9 g を施し直ちに 覆土する。	1 回
					定植前植溝土壌混和 植付位置に深さ 10~15 cm の溝を掘り全面土壌混和 と同要領で行う。	
		定植前植穴土壌混和 植付位置に植穴中心に深 さ 10~15 cm 径 30 cm 位の 穴を掘り本剤 15 g を施し 直ちに覆土する。				
かんしょ			植付前 まで		全面土壌混和 植溝土壌混和 植穴土壌混和	

(2) 30.0%DCIP 粒剤 (つづき)

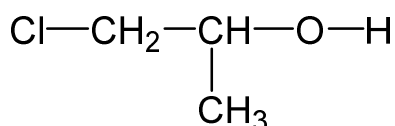
作物名	適用場所	使用目的	適用病虫害名	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	DCIPを含む農薬の総使用回数
りんご	-	食害忌避	野ソ	100 g / 樹	根雪前	1回	樹幹下半径約50cmの範囲に均一に散粒し、レキ等で表土と混和した後、鎮圧する。	1回

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ DCIP
- ・ 1-クロロ-2-プロパノール (以下、代謝物Vという)



代謝物V

② 分析法の概要

i) DCIP

試料に水及び *n*-ヘキサンを加え、ディーン・スターク蒸留装置を用いて加熱環流する。留出した *n*-ヘキサン層をフロリジルカラムを用いて精製した後、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ (GC-ECD) で定量する。

定量限界 : 0.002~0.05 ppm

ii) 代謝物 V

試料からアセトニトリルで抽出する。蒸留水を加え、クロロホルム及び *n*-ヘキサンで洗浄した後、水層に β -グルコシダーゼを加えて 37°Cで一晩反応させ、1-クロロ-2-プロパノールを遊離する。ジエチルエーテルを加え、ディーン・スターク蒸留装置を用いて加熱環流する。留出したジエチルエーテル層を採り、1-クロロ-2-プロパノールをガスクロマトグラフ・質量分析計 (GC-MS) で定量する。

定量限界 : 0.02 ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

4. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたDCIPに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

無毒性量：2.70 mg/kg 体重/day（発がん性は認められなかった。）

（動物種） 雄ラット

（投与方法） 混餌

（試験の種類） 慢性毒性/発がん性併合試験

（期間） 2年間

安全係数：100

ADI：0.027 mg/kg 体重/day

DNA 修復試験、宿主経路試験及び小核試験は陰性であったが、染色体異常試験において、代謝活性化系存在下及び非存在下ともに陽性反応が認められた。特に、代謝活性化系存在下では低用量において細胞毒性と高い染色体異常の誘発が観察されたことからDCIPは代謝活性化により遺伝毒性を発現することが示唆された。一方、復帰突然変異試験においては、代謝活性化系存在下での試験は用量が不十分であり、代謝活性化による変異原性の有無は確認できなかった。以上のことから、これらの試験結果だけからDCIPの遺伝毒性を判定することは困難と考えられた。しかしながら、DCIPはラット及びマウスを用いた発がん性試験において陰性の結果が得られていることから、生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。

(2) ARfD

無毒性量：50 mg/kg 体重

設定根拠資料① 亜急性神経毒性試験

（動物種） ラット

（投与方法） 強制経口

設定根拠資料② 亜急性毒性試験

（動物種） イヌ

（投与方法） 強制経口

安全係数：100

ARfD：0.5 mg/kg 体重

5. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

6. 基準値案

(1) 残留の規制対象

DCIP とする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物中の暴露評価対象物質として DCIP（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙 2 のとおりである。

(3) 暴露評価

① 長期暴露評価

1 日当たり摂取する農薬等の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙 3 参照。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
一般 (1 歳以上)	0.9
幼小児 (1~6 歳)	1.5
妊婦	0.6
高齢者 (65 歳以上)	1.1

注) 各食品の平均摂取量は、平成 17 年~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

② 短期暴露評価

各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上)、幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。詳細な暴露評価は別紙 4-1 及び 4-2 参照。

注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。

(4) 本剤については、平成 17 年 11 月 29 日付け厚生労働省告示第 499 号により、食品一般の成分規格 7 に食品に残留する量の限度 (暫定基準) が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

DCIP作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) 注1) 【DCIP/代謝物V】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
かんしょ (塊根)	2	80.0% 乳剤	30 L/10 a 点注	1	109	圃場A:<0.005/- (#) 注2)
	2		4倍 4 mL/株 点注	1	45, 60	圃場B:<0.005/- (#)
	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 土壌混和	1	124	圃場A:<0.005/-
はくさい (茎葉)	2	80.0% 乳剤	10 L/10 a 灌注	1	94	圃場A:<0.005/-
	1		30 L/10 a 点注	1	57, 78	圃場B:<0.005/-
	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 散布	1	82	圃場A:0.064/-
	2		15 g/株 植穴処理	1	26 63, 70, 77 58, 65, 72	圃場B:0.071/- 圃場A:0.07/- 圃場B:<0.01/-
セロリ (茎葉)	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 土壌混和	1	67	圃場A:0.216/-
セロリ (茎)	1	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 土壌混和	1	123	圃場B:<0.005/-
トマト (果実)	2	80.0% 乳剤	10 L/10 a 灌注	1	47	圃場A:<0.005/-
	2		30 L/10 a 点注	1	102 87	圃場B:<0.005/- 圃場A:<0.005/- (#)
	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 土壌混和	1	74 65	圃場B:<0.005/- (#) 圃場A:<0.005/- (#)
なす (果実)	2	80.0% 乳剤	30 L/10 a 点注	1	80 110	圃場B:<0.005/- (#) 圃場A:<0.005/-
	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 土壌混和	1	64 60	圃場B:<0.005/- 圃場A:<0.005/- (#)
きゅうり (果実)	2	80.0% 乳剤	10 L/10 a 灌注	1	40 54	圃場B:0.006/- (#) 圃場A:<0.005/-
	3		30 L/10 a 点注	1	108 59	圃場B:<0.005/- 圃場A:0.036/- (#)
	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 土壌混和	1	55 44, 77	圃場B:<0.005/- (#) 圃場C:<0.005/<0.02 (1回, 44日) (#)
すいか (果実)	2	80.0% 乳剤	30 L/10 a 点注	1	104 90	圃場A:0.005/- 圃場A:<0.005/- (#)
	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 土壌混和	1	82 101	圃場B:<0.005/- (#) 圃場A:<0.005/-
ほうれんそう (茎葉)	2	80.0% 乳剤	10 L/10 a 点注	1	91	圃場A:<0.005/- (#)
	2		30 L/10 a 点注 播種20日前処理	1	91 69, 79	圃場B:<0.005/- (#) 圃場A:<0.02/- (1回, 69日) (#)
	2		30 L/10 a 点注 播種10日前処理	1	57, 67 59, 69	圃場B:0.08/- (1回, 67日) (#) 圃場A:<0.02/- (1回, 59日) (#)
	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 土壌混和	1	47, 57 49	圃場B:0.09/- (1回, 57日) (#) 圃場A:0.005/-
みかん (果肉)	2	80.0% 乳剤	10 L/10 a 灌注	1	60 153	圃場B:0.012/- 圃場A:<0.005/-
	1	15% 乳剤	100倍 50 L/10 a 樹幹散布	1	168	圃場B:<0.005/-
	1		100倍 100 L/10 a 樹幹散布	1	141	圃場A:<0.005/- (#)
	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 散布	1	176	圃場A:<0.005/- (#)
	2		30 kg/10 a 樹冠下散布	1	165 70 120, 150, 180 120, 148, 180	圃場A:<0.005/- 圃場B:<0.005/- 圃場A:<0.02/- 圃場B:<0.02/- (1回, 148日)

DCIP作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) 注1) 【DCIP/代謝物V】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
みかん (果皮)	2	80.0% 乳剤	10 L/10 a 灌注	1	153 168	圃場A: 0.19/- 圃場B: <0.03/-
	1	15% 乳剤	100倍 50 L/10 a 樹幹散布	1	141	圃場A: <0.05/- (#)
	1		100倍 100 L/10 a 樹幹散布	1	176	圃場A: <0.05/- (#)
	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 散布	1	165 70	圃場A: <0.03/- 圃場B: 0.03/-
	2		30 kg/10 a 樹冠下散布	1	120, 150, 180 120, 148, 180	圃場A: 0.08/- 圃場B: <0.03/- (1回, 148日)
りんご (果実)	2	30.0% 粒剤	200 g/樹 表土混和	2	167 145	圃場A: <0.01/- (#) 圃場B: <0.01/- (#)
いちじく (果実)	4	80.0% 乳剤	10 L/10 a 土壌灌注	1	64, 68	圃場A: <0.05/- (1回, 64日) 圃場B: <0.05/- (1回, 64日)
						2
	2			3, 7, 14, 21	圃場A: <0.05/- 圃場B: <0.05/-	
					2	30.0% 粒剤
茶 (荒茶)	2	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 耕起前畝間処理	2	14, 28, 42	圃場A: <0.04/- 圃場B: <0.04/-
茶 (製茶)	2		80.0% 乳剤	10 L/10 a 灌注	1	31, 66, 345 341
茶 (浸出液)	1	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 散布	1	188	圃場A: <0.02/-
	1		50 kg/10 a 溝施用	1	208	圃場A: <0.02/- (#)
	2		10 L/10 a 灌注	1	31, 66, 345 341	圃場A: <0.04/- (1回, 31日) 圃場B: <0.04/-
茶 (浸出液)	1	30.0% 粒剤	30 kg/10 a 散布	1	188	圃場A: <0.04/-
	1		50 kg/10 a 溝施用	1	208	圃場A: <0.04/- (#)
	2		30 kg/10 a 溝施用	1	29	圃場A: <0.02/-
					30	圃場B: <0.02/-

注1) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考: 平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」)

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について () 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも その他のいも類	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.3	1.0	○			0.064, 0.071
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜		1.0				
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜		1.0				
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜	0.7	1.0	○			<0.005,0.216(\$)
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	0.02 0.02	1.0 1.0	○ ○			<0.005,<0.005 <0.005,<0.005
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろり すいか メロン類果実 まくわり その他のうり科野菜	0.02 0.02	1.0 1.0	○ ○			<0.005,<0.005 0.005,<0.005

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう	0.05	1.0	○			0.005,0.012
たけのこ		1.0				
オクラ		1.0				
しょうが		1.0				
未成熟えんどう		1.0				
未成熟いんげん		1.0				
えだまめ		1.0				
マッシュルーム		1.0				
しいたけ		1.0				
その他のきのこ類		1.0				
その他の野菜		1.0				
みかん	0.1	0.2	○			<0.02,<0.02
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご	0.05	0.2	○			<0.01(#),<0.01(#)
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.2				
ネクタリン		0.2				
あんず(アブリコットを含む。)		0.2				
すもも(ブルーベリーを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハックルベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
パイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05 (いちじく)
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		0.2				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のオイルシード		0.2				
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
茶	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04
その他のスパイス	0.5	1	○			<0.03,0.19(みかん果皮)
その他のハーブ		1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 申請(国内における登録、承認等の申請、インポ-トトレランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案について
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

DCIP推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	一般 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
かんしょ	0.02	0.1	0.1	0.2	0.2
はくさい	0.3	5.3	1.5	5.0	6.5
セロリ	0.7	0.8	0.4	0.2	0.8
トマト	0.02	0.6	0.4	0.6	0.7
なす	0.02	0.2	0.0	0.2	0.3
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.02	0.4	0.2	0.3	0.5
すいか	0.02	0.2	0.1	0.3	0.2
ほうれんそう	0.05	0.6	0.3	0.7	0.9
みかん	0.1	1.8	1.6	0.1	2.6
りんご	0.05	1.2	1.5	0.9	1.6
その他の果実	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3
茶	0.2	1.3	0.2	0.7	1.9
その他のスパイス	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
計		13.0	6.6	9.5	16.8
ADI比 (%)		0.9	1.5	0.6	1.1

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算値: 基準値案×各食品の平均摂取量

DCIP推定摂取量（短期）：一般(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARfD (%)
かんしょ	かんしょ	0.02	0.02	0.3	0
はくさい	はくさい	0.3	0.3	3.9	1
セロリ	セロリ	0.7	0.7	3.9	1
トマト	トマト	0.02	0.02	0.2	0
なす	なす	0.02	0.02	0.1	0
きゅうり (ガーキンを含む。)	きゅうり	0.02	0.02	0.1	0
すいか	すいか	0.02	0.02	0.7	0
ほうれんそう	ほうれんそう	0.05	0.05	0.2	0
みかん	みかん	0.1	0.1	0.9	0
りんご	りんご	0.05	0.05	0.7	0
その他の果実	りんご果汁	0.05	0.05	0.5	0
茶	いちじく	0.2	0.2	1.5	0
	緑茶類	0.2	0.2	0.1	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

DCIP推定摂取量（短期）：幼児（1～6歳）

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARFD (%)
かんしょ	かんしょ	0.02	0.02	0.5	0
はくさい	はくさい	0.3	0.3	4.7	1
トマト	トマト	0.02	0.02	0.5	0
なす	なす	0.02	0.02	0.3	0
きゅうり (ガーキンを含む。)	きゅうり	0.02	0.02	0.3	0
すいか	すいか	0.02	0.02	1.7	0
ほうれんそう	ほうれんそう	0.05	0.05	0.6	0
みかん	みかん	0.1	0.1	2.7	1
りんご	りんご	0.05	0.05	1.6	0
	りんご果汁	0.05	0.05	1.7	0
茶	緑茶類	0.2	0.2	0.2	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

(参考)

これまでの経緯

昭和40年	6月	7日	初回農薬登録
平成17年	11月	29日	残留農薬基準告示
平成22年	9月	24日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成29年	2月	28日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成29年	5月	24日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成29年	5月	30日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成29年	6月	16日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成29年	6月	22日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 穂山 浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝	埼玉県衛生研究所化学検査室長
井之上 浩一	立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
折戸 謙介	麻布大学獣医生理学教授
魏 民	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	元 一般財団法人残留農薬研究所理事
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申(案)

DCIP

食品名	残留基準値
	ppm
かんしょ	0.02
はくさい	0.3
セロリ	0.7
トマト	0.02
なす	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02
すいか	0.02
ほうれんそう	0.05
みかん	0.1
りんご	0.05
その他の果実 ^{注1)}	0.2
茶	0.2
その他のスパイス ^{注2)}	0.5

注1)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。